

(結果公表様式)

東御市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(素案) に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	東御市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)
意見の募集期間	令和2年12月15日(火)～令和3年1月14日(木)
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 16件
実施機関	東御市健康福祉部福祉課高齢者係 電話：0268-75-5090 ファックス：0268-64-8880 電子メール：kaigo@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	1	1
B	ご意見を反映させるもの(または修正したもの)。	1	8
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	5
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	1	2
E	その他のご意見(質問、感想等)。	0	0
	計	1	16

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	<p>Check（評価）等の参照引用について 総論第1章の「第5節 計画策定に向けた取組及び点検体制」では、PDCAサイクルに沿った検証が記載されている。素案の記載内容がevidenceに基づいていることを示すため、資料参照引用を行ってほしい。</p>	<p>必要な統計資料については、総論第2章又は巻末の資料に掲載していますが、計画の記載内容に対応する資料を本文中に明記しました。</p>	B
	<p>具体的な成果指標（KPI（重要業績評価指標））の設置を求めたい。</p>	<p>本計画では、特に重視する施策については進捗管理指標として計画期間中の目標（事業量）を示していますので、これを基にPDCAサイクルによる検証を行うと共に、上位計画にあたる第2次東御市総合計画・後期基本計画の施策No.35～No.37で示す成果指標も見ながら総合的に評価していきたいと考えております。</p>	D
2	<p>総論第2章の「節」の記載順について 総論第2章は高齢者の現状と将来の記載であるが、「第1節 高齢者人口・高齢者世帯数」に続いて展開されるのは、「第5節 高齢者の健康状況」「第6節 高齢者の社会参画・生きがいの状況」が自然である。さらに第7節から第9節と続けるのが高齢者の現状を示す記載順であると考えます。</p>	<p>総論第2章の第2節から第4節では、本市の介護保険事業の運営状況を示していますが、この部分は高齢者人口に大きく左右される傾向にあるため、第1節に続けて記載しております。</p>	C

3	<p>総論第3章第2節の基本目標について 東御市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では、基本目標を「①元気で生きがいのある高齢社会を目指す」「②誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す」としており、総合計画との整合性がとれているが、素案においては基本目標を「①元気で生きがいのある地域社会の実現」「②住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」としている。</p> <p>「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」とした点、「高齢社会を目指す」を「地域社会の実現」とした点について、丁寧に説明を記載すべきである。</p>	<p>ご意見を参考に、総論第3章第2節の本文の記載内容を見直しました。</p>	B
4	<p>基本目標と施策の体系をつなぐ各論各章のタイトルについて 素案の32頁には、2つの基本目標と施策の体系をつなぐ（各論の）各章タイトルが記載されているが、この部分は基本目標から施策の体系を展開している概念であるが説明がされていない。これを政策と位置付け、丁寧に解説を記載すべきである。</p>	<p>ご意見を参考に、総論第3章第3節の本文の記載内容を見直しました。</p>	B
5	<p>SDGsにおける「5ジェンダー平等を実現しよう」の取組について 素案には、高齢者人口に占める女性の統計がない。</p>	<p>男女別に集計した統計資料が十分でないため、本計画においては掲載を考えておりませんが、ご意見を参考に必要な資料の整備・分析を行っていきたいと考えております。</p>	C
	<p>高齢者福祉は高齢女性の福祉そのものである。SDGsにおける「5ジェンダー平等を実現しよう」の目標は見逃せない。</p>	<p>総論第4章第2節で示す本計画の施策に対応するSDGsの目標については、ご意見を参考に見直しました。</p>	B

6	<p>各論各章の構成について</p> <p>各論各章の第2節は施策の体系①に、第3節は施策の体系②にというように対応しており、体系的に分かりづらい。</p> <p>素案では各論各章の概要を第1節として扱っているが、この部分を第1節として表記せずに【概要】【課題】とすることを提案したい。または、第1節を概要、第2節を課題、第3節を方針・取組とし、方針・取組①が施策の体系①に対応するようにすることを提案したい。</p>	<p>ご意見を参考に各論各章の構成を改めました。</p>	B
7	<p>各論第1章の課題と方針・取組について</p> <p>各論第1章では2つの課題が記載されているが、方針・取組への導入が明確ではない。</p>	<p>ご意見を参考に課題の記載内容を見直しました。</p>	B
	<p>課題1に「生きがいや役割を見出す支援」、課題2に「自立生活支援」というようにタイトルを付して、方針・取組と対応を図ることを提案したい。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>	C
8	<p>各論第2章の課題について</p> <p>各論第2章では4つの課題が記載されているが、課題1は「フレイル対策の推進」、課題2は「介護予防、健康づくりの推進」、課題3は「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」、課題4は「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」と鮮明に対応している。課題にタイトルを付して、課題の趣旨を明確にすべきである。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>	C

9	<p>各論第3章の課題と方針・取組について</p> <p>各論第3章の課題と方針・取組に“ゆらぎ”がある。課題2は第6節に、課題3は第2節に、課題4は第3節に、課題5は第5節に対応するのであろうか。</p> <p>また、課題に「権利擁護の推進」の記載がない。</p>	<p>ご意見を参考に課題の記載内容を見直しました。</p>	B
10	<p>各論第4章の課題と方針・取組について</p> <p>各論第4章の課題と方針・取組の関係は、課題3が第4節、課題4が第6節、課題5が第7節であると思われるが、関連を読み解くことができない。課題を簡潔に記載すべきである。</p>	<p>ご意見を参考に課題の記載内容を見直しました。</p>	B
11	<p>災害時要援護者避難支援計画について</p> <p>各論第1章の「第5節 防災対策・災害時の要配慮者支援対策」と各論第4章の「第7節 介護サービス事業所等の災害・感染症対策」を連携させ、「災害時要配慮者支援」から一歩進めて、要援護者一人ひとりの「避難支援個別計画」作成により情報伝達体制や避難支援体制の整備に内容を変更することを提案したい。</p>	<p>ご提案いただいた内容につきましては、関係部署と共有し今後の参考とさせていただきます。</p>	C

12	<p>各論第1章の「在宅福祉サービス」「老人福祉施設等」及び各論第3章の「生活支援体制の整備」「見守り・家族支援の推進」について</p> <p>各論第1章の「在宅福祉サービス」「老人福祉施設等」及び各論第3章の「生活支援体制の整備」「見守り・家族支援の推進」については、在宅福祉サービス、生活支援、家族支援の視点で記載されているが、自立生活支援と介護保険事業の観点から第1章生活支援等とするか、第3章生活支援体制の整備とするか位置付けを明確にすべきである。</p>	<p>本計画では、各施策を体系的に整理するため、介護保険法第115条で規定する地域支援事業の中の包括的支援事業及び任意事業に該当する施策を各論第3章に分類し、介護保険事業及び地域支援事業に該当しない事業を各論第1章に分類しております。</p>	D
13	<p>各論第4章介護保険事業における高齢者虐待防止について</p> <p>高齢者虐待防止については、各論第3章における「第4節 権利擁護の推進」での対応に限らず、各論第4章の「第5節 介護サービスの質の向上」等においても記載すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、介護サービス事業所における高齢者虐待についても対応する必要があります。</p> <p>各論第4章第5節の【内容】1では、介護サービス事業所への指導・監査について記載しておりますが、この取組を通じて事業所における高齢者虐待の防止を図っていきたいと考えております。</p> <p>また、事業所へ派遣する介護相談員の報告や窓口に寄せられる苦情等を通じて高齢者虐待が疑われる場合は、関係機関と連携して問題の解決に努めていきたいと考えています。</p>	A